熊谷市監査委員公告第１１号

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和３年２月１９日

熊谷市監査委員　三　澤　欣　一

熊谷市監査委員　権　田　清　志

令和２年度財政援助団体等監査結果報告書

１　監査等の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第３号に掲げる監査

２　監査等の対象

⑴　監査対象団体

熊谷市土地開発公社

⑵　対象事務

令和元年度における出納その他の事務について

３　監査等の着眼点

⑴　会計経理事務　　法令等に基づいて適切に処理されているか

⑵　財 産 管 理　　現金・預金等の管理は適切か

４　監査等の主な実施内容

リスクを考慮し、本公社の事務の執行が関係法令及び規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

⑴　主な監査項目

ア　会計経理事務

(ｱ)　役員報酬

(ｲ)　理事会会議録

(ｳ)　現金出納簿

(ｴ)　公課費

イ　財産管理

(ｱ)　通帳

５　監査等の実施場所及び期間

⑴　実施場所

監査委員事務局、熊谷市立商工会館大ホール

⑵　監査期間

令和２年 10 月６日から同年 11 月 25 日まで

６　監査の結果

適正に執行されているものと認められた。